

瑞穂監第16号
平成27年8月18日

瑞穂市長
棚橋敏明様

瑞穂市議会議長
小川勝範様

瑞穂市代表監査委員 井上和子

瑞穂市監査委員 星川睦枝

財政援助団体等監査報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により
監査結果に関する報告書を提出する。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

本巣地区交通安全協会瑞穂支部（以下、「交通安全協会」という。）の平成 26 年度の財政援助（補助金）に係る出納その他出納に関連した事務の執行について監査を行った。なお、監査の実施において必要と認められた場合は、平成 25 年度以前及び平成 27 年度の財政援助についても対象とした。

平成 26 年度 本巣地区交通安全協会瑞穂支部 891,153 円

2 監査の実施期間

平成 27 年 4 月 7 日（火）から平成 27 年 7 月 22 日（水）まで

3 実施した監査手続

交通安全協会における上記補助金に係る出納その他出納に関連した事務の執行について、同会が保管する出納関係帳票その他関係書類の確認及び職員に対する質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、総務課の上記補助金に係る事務の執行について、同課から提出された資料及び提示のあった関係書類に基づいて、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 交通安全協会の概要

(1) 事業概要

総務課によると、交通安全協会は「町村合併に伴い、平成 16 年 4 月 1 日より穂積地区交通安全協会と、巣南地区交通安全協会が合併設立された」組織である。

本巣地区交通安全協会瑞穂支部会則（以下、「会則」という。）では、「交通事故防止対策の推進及び交通関係施設の改善を図り、地域住民の交通安全確保に寄与するとともに、本巣地区交通安全協会の行う各種事業を強力に推進し、会員相互の親睦を図ること」を目的とし、その目的を達成するために次の事業を行うとしている。

- ① 交通道德の普及及び啓発
- ② 交通事故防止に関する調査研究
- ③ 交通関係従事者に対する指導教育
- ④ 交通安全について功労のあった者の表彰
- ⑤ 会員の表彰及び救済
- ⑥ 交通事故防止施設の改善及び要望
- ⑦ 本会の趣旨に賛同する団体との協力事業
- ⑧ その他本会の目的達成のため必要な事業

(2) 組織

会則第8条の定めにより、交通安全協会には支部長1名、支部長代理1名、副支部長7名、女性代表部長1名、理事42名、評議員203名、監事2名の役員が置かれている。

また、会則等には定めがないものの、瑞穂市行政組織規則の規定（交通指導、交通安全事務及び交通安全協会事務局に関する事）により事務局が置かれており、総務課長、総務課職員1名、交通指導員2名が交通安全協会の事務に従事している。

(3) 決算状況

交通安全協会における収支決算額の推移は、次のとおりである。

収 支 決 算 書

(単位：円)

収 入 の 部

| 科 目 | H24決算額 | H25決算額 | H26決算額 | 摘 要 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 賛 助 会 費 | 614,370 | 695,000 | 717,892 | 事業所賛助会費 |
| 市 補 助 金 | 900,000 | 900,000 | 900,000 | 市補助金 |
| 地 区 助 成 金 | 1,220,000 | 1,220,000 | 1,220,000 | 地区交通安全協会助成金 |
| 預 金 利 息 | 52 | 40 | 149 | 預金利息等 |
| 雑 入 | 15,738 | 19,877 | 15,666 | 前年度保険還付金 |
| 繰 越 金 | 0 | 0 | 0 | |
| 収 入 合 計 | 2,750,160 | 2,834,917 | 2,853,707 | |

支 出 の 部

| 科 目 | H24決算額 | H25決算額 | H26決算額 | 摘 要 |
|---------|-----------|-----------|-----------|---------------------|
| 事 業 費 | 2,238,931 | 2,244,706 | 2,421,967 | |
| 広 報 費 | 58,200 | 53,638 | 42,300 | 広報活動用チラシ等 |
| 制服購入費 | 66,400 | 119,700 | 0 | 名札等購入費 |
| 備品購入費 | 65,889 | 52,630 | 12,096 | 指導用安全旗・のぼり・プレート等 |
| 表彰費 | 15,715 | 19,030 | 785 | 優良運転者、功労表彰等 |
| 指導費 | 518,711 | 513,780 | 312,978 | 交通指導所、交通教室、法令講習会等 |
| 教育費 | 1,264,296 | 1,195,112 | 1,685,972 | 横断バグ、交通安全大会 |
| 共済費 | 249,720 | 290,816 | 270,806 | 傷害保険料 |
| 研修費 | 0 | 0 | 97,030 | 役員研修費（H25は旅費から執行） |
| 雑費 | 0 | 0 | 0 | |
| 事 務 費 | 278,569 | 392,102 | 193,391 | |
| 印刷製本費 | 26,985 | 26,774 | 3,096 | 感謝状、封筒等印刷製本費 |
| 通信連絡費 | 115,135 | 152,260 | 155,509 | 切手・葉書 |
| 事務費 | 2,738 | 8,636 | 0 | コピー代等 |
| 慶弔費 | 13,315 | 10,000 | 0 | 弔慰金 |
| 旅費 | 99,830 | 180,920 | 23,460 | 地区交通安全協会研修参加費、タクシー代 |
| 食料費 | 4,924 | 0 | 0 | 自転車大会等 |
| 消耗品費 | 10,642 | 13,512 | 11,326 | ゴム印・名札等購入費 |
| 雑費 | 5,000 | 0 | 0 | |
| 会 議 費 | 188,558 | 189,969 | 229,502 | 総会記念品代・理事会費等 |
| 予 備 費 | 0 | 0 | 0 | |
| 支 出 合 計 | 2,706,058 | 2,826,777 | 2,844,860 | |

収入合計 2,853,707 円に対し、支出合計は 2,844,860 円であった。収支の差額 8,847 円は、市に返還されている。

(4) 補助金について

補助金交付額等の推移は、次のとおりである。

単位：円

| 年 度 | 支給額 | 精算額 | 差 引 |
|--------|---------|--------|---------|
| 平成27年度 | 900,000 | — | — |
| 平成26年度 | 900,000 | 8,847 | 891,153 |
| 平成25年度 | 900,000 | 8,140 | 891,860 |
| 平成24年度 | 900,000 | 44,102 | 855,898 |

※平成27年度は当初予算額

平成26年5月13日に補助金交付申請書が提出され、3日後の5月16日に補助金900,000円が支給されている。また、平成27年3月31日に補助事業実施報告書が提出されたことを受け、8,847円が市に返還（精算）されている。

なお、平成23年度の包括外部監査の結果を受け、繰越金を市に返還するよう事務を改めた経緯があるが、平成27年度総会において、会則から「余剰金を市に戻入するものとする」との条文が削除されている。

2 交通安全協会に対する結果と意見

(1) 自主財源について

交通安全協会の収入科目は、賛助会費、市補助金、地区助成金、預金利息、雑入であった。このうち、他の組織に依存しない収入（以下、「自主財源」という。）は、賛助会費、預金利息、雑入であり、市補助金及び地区助成金は、他の組織に依存する収入であるため、自主財源とはいえない。

補助金の執行状況について確認したところ、お菓子代（1,940円）、タクシー代（23,460円）、校区活動費（715,000円）は、自主財源の内での執行と考えている等と回答を得た。そのため、少なくとも740,400円は自主財源からの執行とみなされているようである。

しかしながら、交通安全協会の収入合計2,853,707円のうち、自主財源は733,707円（賛助会費717,892円、預金利息149円、雑入15,666円）である。そのため、自主財源からの執行と主張する経費には6,693円不足する。

自主財源であることを理由に、一部の支出について市の関与を否定する趣旨の回答を受けた。しかし、自主財源を充てていると主張した経費は、自主財源による収入を上回っており、説明が矛盾する。自主財源と主張するのであれば、今後は、補助対象経費と対象外経費を区分する等、何に対して補助金を受けているか明確にするべきである。

(2) 台帳等の整備について

瑞穂市補助金交付規則第14条は、「補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておくとともに、補助事業等が完了した年度以後、5年間保存しておかなければならない」と定めている。

資料の提供を求めたところ、平成24年度以前の資料の大半を紛失しており、提供

することができないとの回答であった。

瑞穂市補助金交付規則第 14 条の定めにより、少なくとも、関係書類等は 5 年間保存しておく必要がある。資料を紛失した原因を分析し、再発防止策を講ずるべきである。

また、会則第 22 条の規定により金銭出納簿が備えられていたが、年度途中の残高が、通帳の残高と一致していなかった。金銭出納簿の役割は、日々の現金の動きを記録し管理することにあるため、残高が正確でない金銭出納簿は作成する意味がない。金銭出納簿による現金管理は不正防止に有効であるため、適切に作成するべきである。

(3) 決算書の誤りについて

平成 26 年度決算書において、事務費の支出が 0 円となっている。支出金調書には、事務費として 12,012 円 (2 件) の支出があったため確認を行ったところ、単純な集計誤りであるとのことであった。

決算書に限らず、書類の確認は複数で行うことが望ましい。チェック体制を整えるとともに、少しでも誤りを減らすことができるよう、事務の改善に努めていただきたい。

(4) 収支の記録について

研修費から、研修費バス代 95,090 円が支出されていたが、請求書では、105,090 円の請求となっており、10,000 円の差異が生じていた。差異について確認したところ、原因は、11 名分の食事代 11,000 円の収入と、駐車代 1,000 円の支払いを調整したものであった。

経理外の収支調整により、決算書から正確な事業費を読み取ることができなくなっている。事務局によると、今後は、全ての収入・支出を記録するとのことであったため、適切に処理していただきたい。

3 総務課に対する結果と意見

(1) 補助金額の積算について

交通安全協会では、平成 25 年度に発注した横断バックの代金 432,600 円を、平成 26 年度の経費として支払っていた。確認をしたところ、平成 26 年度に使用する分を平成 25 年度に発注したが、資金不足により平成 26 年度の支払いになったとのことであった。つまり、平成 26 年度は、平成 26 年度に発注した分 (526,500 円) と、平成 25 年度に発注した分 (432,600 円) の 2 年分を支払ったものである。

平成 26 年度決算では、平成 25 年度分の横断バック代金 432,000 円を支払ってもなお、黒字決算となっている。そのため、平成 27 年度の事業内容によっては、翌年度当初の運転資金として、40 万円程度の繰越金は確保し得るものといえる。

総務課によると、交通安全協会への補助は、今後も予算の範囲内で執行していくとのことであった。平成 23 年度の包括外部監査においても、補助金の算定根拠を明確にするべきであると指摘されていることから、平成 28 年度以降の補助金が過大支給とならないよう、適切な予算積算に努めていただきたい。

(2) 再補助について

校区活動費として、715,000 円が支給されていた。支給金額等は、次のとおりである。

単位：円

| 名 称 | 金 額 | 備 考 |
|--------|---------|----------------|
| 穂積地区 | 100,000 | 10月,12月に各5万円支給 |
| 生津小学校区 | 100,000 | 10月,12月に各5万円支給 |
| 本田小学校区 | 100,000 | 10月,12月に各5万円支給 |
| 別府地区 | 100,000 | 10月,12月に各5万円支給 |
| 西小学校区 | 100,000 | 10月,12月に各5万円支給 |
| 中小学校区 | 100,000 | 10月,12月に各5万円支給 |
| 南小学校区 | 100,000 | 10月,12月に各5万円支給 |
| 女性代表部 | 15,000 | 10月支給 |
| 合 計 | 715,000 | |

瑞穂市補助金等の交付に関する指針では、「下部団体への支出がある場合、下部団体の予算書、事業計画書、決算書、事業報告書等の提出も求め、補助団体と同様に補助の妥当性を検証する」、「再補助基準についても検証を行う」等が求められている。

現在、下部団体である各校区の活動内容については確認を行っていないとのことであった。校区活動費には、自主財源を充てているため問題はないと説明を受けたが、交通安全協会の会計では、市補助金とそれ以外の資金を区別していない。そのため、主張のとおり自主財源であるか否かについては判断できないが、市の補助金は収入の不足する分に充てているとの回答であるので、全ての支出に市補助金が充てられているものと推認される。

瑞穂市補助金等の交付に関する指針に基づき、各校区の予算書、事業計画書、決算書、事業報告書等の提出を求めるとともに、校区活動費の金額の妥当性並びに用途が適正であるかどうか検証を行っていただきたい。

(3) 補助対象経費について

研修費から、研修のお菓子代として1,940 円が支出されていた。適切な執行であると考えているか質問を行ったところ、例年に倣っての執行であり、自主財源の内での執行と考えているため問題はないと回答を受けた。しかしながら、先に述べたとおり、交通安全協会への補助が収支不足分の補助である以上、当該支出にも市補助金が充てられているものと推認する。

お菓子代は例年に倣っての執行であるとのことであるが、瑞穂市補助金等の交付に関する指針において、食料費は補助対象外経費とされている。そのため、市の補助金を飲食代等に充てることは認められるものではなく、また、社会通念上においても好ましいものではない。今後、不適切な支出を行わないよう指導に努めていただきたい。

以上